

別記（第4条関係）

1 評価区分ごとの評価の内容

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で、適正な施工が実現されるか及び積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。評価対象経費は、直接工事費及び一般管理費とする。

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

2 施工体制評価

工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価基準は、それぞれ第1号及び第2号のとおりとし、減点指数の合計により、次のとおり「良」、「可」、「不可」の評価を決定する

減点指数の合計が0のもの	「良」
減点指数の合計が6未満のもの	「可」
減点指数の合計が6以上のもの	「不可」

(1) 工事の品質確保の実効性の評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の直接工事費又は共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 発注者の求めによる積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
5 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の75%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
6 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 3の項は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合

に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼働に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

注2 4の項及び5の項の「積算項目」とは、公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。

(2) 施工体制確保の確実性の評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の現場管理費又は一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
3 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費削減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
4 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 2の項は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する。

注2 3の項の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社所有の機械が有効に活用できる。」（これは「経費削減が図られた理由」に該当する。）と、「経費削減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

注3 4の項は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

3 施工体制評価点

(1) 低入札者

資料提出を求め評価を行う。品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」の場合の評価点は、各々技術評価点（企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の評価をいう。）の満点相当の2分の1の点数となること。

(2) 低入札者以外の入札参加者

資料提出は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は、それぞれ「良」（満点）として配点する。